

○木曾広域連合介護認定審査会規則

〔平成11年7月19日
規則第42号〕

改正 平成17年4月1日 規則第12号 | 平成19年12月27日 規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）に定めるほか木曾広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年条例第47号）第3条の規定に基づき、木曾広域連合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長)

第3条 認定審査会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、認定審査会を代表する。

(副会長)

第4条 認定審査会に副会長1人を置き、会長があらかじめ指名する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 認定審査会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 認定審査会は会長及び過半数の委員の出席がなければこれを開き議決することができない。

3 認定審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(合議体)

第6条 認定審査会は委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で審査及び判定の案件を取り扱う。

2 認定審査会に3の合議体を置く。

3 合議体を構成する委員の定数は5人とする。

4 合議体に長を1人置き（以下「合議体長」という。）、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

5 合議体に副合議体長を置き、合議体長があらかじめ指名する。副合議体長は合議体長を補佐し、合議体長に事故があるとき又は合議体長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 6 合議体は合議体長が招集し、会議の議長となる。
- 7 合議体はこれを構成する委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。
- 8 合議体の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは長の決するところによる。
- 9 認定審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって認定審査会の議決とする。

(庶務)

第7条 認定審査会の庶務は、福祉環境課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年7月19日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年12月27日規則第17号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。